

# 平成 21 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 議 事 要 旨

## (開催要領)

開催日時：平成 21 年 7 月 17 日(金) 14:00～

開催場所：名張市武道交流館いきいき 1F 多目的ホール

## (議事次第)

1. 開会の挨拶
2. 運営要領(案)及び同細則(案)の決定
3. 平成 21 年度実施スケジュール
4. 河川レンジャー年間活動計画の報告
5. 平成 21 年度公募要領(案)の決定
6. 平成 21 年度審査要領(案)の決定
7. その他
8. 閉会の挨拶

## (議事内容)

### 1. 開会

はじめに、近畿地方整備局木津川上流河川事務所 佐中所長から懇談会開催に際しての挨拶が行われ、事務局より配布資料の確認ならびに出席会員の紹介が行われた。

続いて、懇談会の会長を昨年度に引き続き木本会長に就任いただくことが承認され、事務局より当事業のこれまでの経緯説明が行われた。

### 2. 運営要領(案)及び同細則(案)の決定

木本会長の議事進行のもと、事務局より平成 20 年度第 3 回懇談会の議事結果(参考資料)に基づく運営要領(案)の改定(平成 21 年 7 月 8 日付承認)についての報告と細則(案)の説明(資料-1)が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて一部修正を行うことで細則(案)は承認された。

○細則(案)第 11 条に句点を付すこと。

○運営要領(案)第 7 条に河川レンジャーの活動拠点を上野遊水地集中管理センター資料室内に置くとしているが、具体的な使用時間等は決定しているのか。

→ 詳細の運用方法については、現在事務局にて検討を行っており、決定しだい報告させていただきます。

○運営要領(案)第4条の活動経費について、前払金を請求することは可能か。  
→ 原則として精算時に支払うこととしているが、内容によってできるだけ配慮していきたい。

○運営要領(案)では、雑則ならびに附則により、改正ならびに施行期日について規定されており、細則(案)についても同様に規定すべきである。なお、細則(案)の改正については、事務手続き等の運用面での内容が多いため、改正は事務局により行うこととしてはどうか。  
→ 細則(案)に雑則ならびに附則を追加し、改正ならびに施行期日を規定するとともに、改正は事務局にて行うこととする。

### 3. 平成 21 年度実施スケジュール

木本会長の議事進行のもと、事務局より平成 20 年度第 3 回懇談会にて承認された平成 21 年度の実施スケジュールについて、一部工程の見直しについて説明(資料-2)が行われ、承認された。

### 4. 河川レンジャー年間活動計画の報告

木本会長の議事進行のもと、はじめに、事務局より平成 20 年度第 3 回懇談会の議事結果(参考資料)に基づく懇談会からの提言(平成 21 年 7 月 10 日付承認)について報告(資料-3-1)が行われ、さらに、平成 21 年 7 月 13 日のレンジャー会議にて、河川レンジャー年間活動計画が本提言を踏まえた上で審議され、決定されたことについて報告された。

続いて、廣岡河川レンジャー(レンジャー会議座長代理)より、具体的な年間活動計画の内容(資料-3-2)ならびにレンジャー会議での議事結果について説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ、今後の河川レンジャーの活動計画に反映していくこととした。

○昨年度の経験を反映させて計画された活動はあるか。  
→ 昨年度の活動の際に、「良かった」「来年度も実施してほしい」といった意見をいただいた活動は、さらにバージョンアップして実施する予定としている。

○「河川状態 定点観測」について具体的な対象と結果の残し方についてどのように考えているのか。  
→ 服部川周辺で繁茂している外来種(アレチウリ等)の調査を考えており、一部除去した際の繁殖状況等を調査していきたい。  
また、田植時期には本川に水が流れないという状況になっており、河川の時期的な変化についても調査していきたい。

○洪水等による増水時の調査について何か考えられているのか。  
→ 河川が増水した際に、魚等が水路へ避難している。水がひく時に観察や調査を実施してみたいと考えている。

○簡易水道施設の見学もおもしろいのではないか。  
→ 自治会等との調整が必要であるが、実施していきたい。

- 「防災デイキャンプ」の際に、啓蒙活動としてハザードマップを配布してはどうか。
- 市等と調整し、実施したい。

○広報活動について、昨年度の経験より配慮すべき事項はあるか。

- 実際に活動を行ってみて、行政の事業ということで気を使わなければならない点が多い。また、広報活動と併行して講師選定等を行う必要があり日程的に難しい。地域の中では、活動を行ってみたいがどうやって仲間を集めたら良いかわからないといった意見もいただいている。これまでに経験のない人が河川レンジャーになることはなかなか難しいと感じる。はじめは河川レンジャーの補助や手伝い等で経験を積んでいく必要があるのではないかと。
- 三重県では、「美し国おこし・三重」という取り組みを行っており、団体と団体、個人と個人のネットワークを形成し、活動の支援を行うといった活動が行われている。ぜひ、参考にしていただきたい。

## 5. 平成 21 年度公募要領(案)の決定

木本会長の議事進行のもと、事務局より平成 21 年度公募要領(案)の説明(資料-4)が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて一部修正を行うことで平成 21 年度公募要領(案)は承認された。

- 「木津川上流発見講座」と「河川レンジャー養成講座」の開催場所を名張地区と伊賀地区に区分している理由はあるのか。また、地域を絞って募集する考えはないのか。
- 今年度は名張地区からも河川レンジャーを誕生させたいと考えており、「木津川上流発見講座」は名張地区で開催することとした。また、「河川レンジャー養成講座」は、発見講座の参加状況によって開催場所を変更することも考えている。なお、昨年度の募集状況や、防災分野等からの参加にも期待し、募集地域を絞らず、幅広い募集を行っていききたい。

○公募要領(案)1Pの河川レンジャーの説明が一般の方にわかりにくい内容となっている。また、河川レンジャーの活動拠点を上野遊水地集中管理センター資料室としているが、活動拠点は当場所限定されているのか、自由に使用できるということなのかによって、応募者も変わってくると考えられる。

さらに、本要領(案)に募集するという内容が記載されていないため、追記する必要がある。

- 活動拠点は、当場所に縛るものでなく自由に使用できるということで設定している。河川レンジャーの説明とあわせて公募要領(案)への記載内容を修正する。

## 6. 平成 21 年度審査要領(案)の決定

木本会長の議事進行のもと、事務局より平成 21 年度審査要領(案)の説明(資料-5)が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて一部修正を行うことで平成 21 年度審査要領(案)は承認された。

○審査項目は募集の際に公表されているのか。

→ 募集時には公表していないが、木津川上流河川事務所 HP において会議資料として公開されている。またプレゼンテーション当日には受講者への説明を行っている。

→ 募集時にチラシ等で公表する必要はないと考える。

○3P の審査項目の(v)を「河川レンジャーとして行いたい活動内容の地域での必要性」に修正すること。

## 7. その他

木本会長の議事進行のもと、当日参加していただいた一般の傍聴者より上記の各議事に関するご意見をいただいた。

一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。

○河川レンジャー年間活動計画の中で下流域との交流について計画されているが、淀川管内河川レンジャーとの橋渡しをぜひ行っていきたい。(淀川管内河川レンジャー関係者)

## 8. 閉会

事務局より閉会の挨拶が行われ、「平成 21 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」を閉会した。

# 平成 21 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

## 次 第

日時：平成 21 年 7 月 17 日(金) 14:00～

場所：名張市武道交流館いきいき 1F 多目的ホール

1. 開会の挨拶
2. 運営要領(案)及び同細則(案)の決定
3. 平成 21 年度実施スケジュール
4. 河川レンジャー年間活動計画の報告
5. 平成 21 年度公募要領(案)の決定
6. 平成 21 年度審査要領(案)の決定
7. その他
8. 閉会の挨拶

# 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 運営要領(案)及び同細則(案)

平成 21 年 7 月 17 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 懇談会

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p><b>木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)</b></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第22条)</p> <p>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第23条-第36条)</p> <p>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第37条-第43条)</p> <p>第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第44条-第50条)</p> <p>第6章 雑則(第51条)</p> <p>附則</p>		
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この運営要領(案)は、木津川上流河川事務所管内(以下「木津川上流管内」という。)において活動する木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)の運営について定めるものである。</p>		
<p>(河川レンジャーを運営する組織)</p> <p>第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1)木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)</p> <p>(2)木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」という。)</p> <p>(3)木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)</p>		

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>2 前項各号の組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。</p> <p>3 第1項各号の組織を運営するために、木津川上流管内河川レンジャー事務局(以下「事務局」という。)を設置する。</p> <p>4 第1項各号の組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジャー機構図に示すとおりとする。</p> <p>5 事務所長は、第1項各号の組織を設置するに当たっては、必要に応じ、細則を別途定めるものとする。</p>		<p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)</p> <p>第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号の組織を運営するために「木津川上流管内河川レンジャー運営業務(仮称)」(以下「運営業務」という。)の運営業務受託者と「委託契約」を行うものとする。</p> <p>2 前条第3項の事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運営業務受託者とする。</p>		<p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p>
<p>(経費の負担)</p> <p>第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。</p> <p>(1)河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用</p>	<p>(運営要領(案)第4条第1項第1号)</p> <p>第1条 「河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用」とは、次の各号に掲げる費用とする。</p> <p>(1)河川レンジャーの報酬(交通費含む)</p> <p>(2)傷害保険の加入費</p> <p>(3)備品購入費</p>	

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
(2)懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用	<p>(4)その他事務所長が必要と認めた経費  <u>(運営要領(案)第4条第1項第2号)</u></p> <p>第2条 「懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用」とは、次の各号に掲げる費用とする。</p> <p>(1)資料作成費  (2)会議運営費  (3)その他事務所長が必要と認めた経費</p>	
<p><b>第2章 木津川上流管内河川レンジャー</b></p> <p>(河川レンジャーの構成)</p> <p>第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。</p>		
<p>(河川レンジャーの役割)</p> <p>第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川にかかわる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。</p>		<p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)</p> <p>第7条 河川レンジャーの活動範囲は、木津川上流管内とする。</p> <p>2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある上野遊水地集中管理センター資料室内に置く。</p>	<p><u>(運営要領(案)第7条第2項)</u></p> <p>第3条 河川レンジャーは、上野遊水地集中管理センター資料室の使用にあたり、使用申請書を事務局に提出するものとする。</p>	<p>字句の修正  施設名の変更による改訂</p>
(河川レンジャーの定員)		

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>第8条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。</p> <p>(河川レンジャーの任命基準)</p> <p>第9条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>(1)木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者であること。</p> <p>(2)地域固有の情報や知識に精通していること。</p> <p>(3)有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(4)講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること。</p> <p>(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(6)心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。</p> <p>(7)この運営要領(案)を遵守できること。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項各号に規定する条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>(1)解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)</p> <p>(2)コーディネートに関する知識と技術</p> <p>(3)緊急時対応に関する知識</p> <p>(4)危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p>	<p>(運営要領(案)第9条第1項)</p> <p>第4条 事務局は、河川レンジャーを希望する者に対し、居住地、勤務地および在学地ならびに資格証明に必要な書類の提出を求めることができるものとする。</p>	<p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
(5)環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験 (6)地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験 (7)郷土史への精通 (8)川や水に関する豊富な知識や実務経験 (9)川の指導者(初・中・上級)としての経験 (10)自然観察指導員の資格 (11)救急・救命法受講の経験		
(河川レンジャーの活動内容) 第10条 河川レンジャーは、 <b>淀川水系河川整備計画</b> で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に立って、次の各号に掲げる活動を行うものとする。 (1)防災・減災、救援・救難の推進を図る活動 自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進 (2)河川の環境保全を図る活動 イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進 ロ 河川環境のモニタリング ハ 水質改善のための啓発活動 (3)河川の適正な利用の推進を図る活動 イ 河川利用者への安全指導 ロ 不法投棄の状況把握 ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習 (4)節水意識の普及・啓発活動 (5)日常的な河川管理活動 河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進		淀川水系河川整備計画の策定に伴う改訂

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>(6)河川にかかわる歴史・文化の普及・啓発活動</p> <p>(7)河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動</p> <p>(8)川づくり・まちづくりへの参画・支援活動</p> <p>(9)木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動</p> <p>(10)河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信</p> <p>2 河川レンジャーは、活動を通して第1項に規定する活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、河川レンジャーとしてふさわしい活動をレンジャー会議に提案することができる。</p> <p>3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャー候補者の決定及び登録)</p> <p>第11条 河川レンジャーの候補者の決定は、第30条に規定する「木津川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)及び「河川レンジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)を共に受講し、第33条に規定する河川レンジャー希望者として登録後、第36条に規定するプレゼンテーションを行った者を対象として、推薦委員会が行うものとする。</p> <p>2 推薦委員会は、第6条に規定する河川レンジャーの役割、第10条に規定する河川レンジャーの活動内容及び第37条に規定する事業計画を考慮し、第9条に規定する河川レンジャーの任命基準に基づき、河川レンジャー候補者を決定する。</p> <p>3 推薦委員会は、河川レンジャー候補者を決定したときは、レンジ</p>		<p>字句の修正</p> <p>条数繰上げによる改訂</p> <p>条数繰上げによる改訂</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>ャー会議に推薦するものとする。</p> <p>4 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャー候補者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p>		<p>字句の修正</p> <p>削除</p> <p>5 推薦委員会は講座が設置されていないときは地元行政機関及び河川管理者からの紹介を受けた、河川レンジャーの希望者を対象として、本条第1項の規定に基づいて審査し、レンジャー会議に推薦するものとする。</p>
<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第12条 レンジャー会議は、前条第3項に規定する河川レンジャー候補者の推薦を受けたときは審議し、その河川レンジャー候補者が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャー予定者として決定し、事務所に報告するものとする。</p> <p>2 事務所長は、前項の報告により、河川レンジャー予定者を河川レンジャーとして任命できるものとする。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャーの解任及び辞任)</p> <p>第13条 レンジャー会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1)活動の意志がないと認められるとき</p>	<p>(運営要領(案)第13条第1項第1号)</p> <p>第5条 「活動の意志がない」とは、例えば「数ヶ月間、活動実績がな</p>	

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>(2)心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(3)公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p>(4)活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と紛らわしい行為があると認められるとき</p> <p>(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められるとき</p> <p>(6)その他この運営要領(案)に違反したと認められるとき</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認められるときは、河川レンジャーを解任するものとする。</p> <p>3 レンジャー会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任を了承する。</p> <p>4 事務所長は、第2項の解任又は第3項の辞任の了承を行ったときは、懇談会及び推薦委員会に報告するものとする。</p> <p>5 レンジャー会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>い」等、運営要領(案)第15条第2項及び第3項に規定する年間活動計画に基づく活動の遂行が不可能と判断された場合とする。</p>	<p>号数の変更</p> <p>号数の変更</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第14条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>(運営要領(案)第14条第1項)</p> <p>第6条 運営業務受託者は、任命された河川レンジャーに対し、委嘱状を発行する。</p>	

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>2 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認し、再任予定者として第12条第1項の報告を行うものとする。</p> <p>3 再任は2回までとし、再任期間は再任された日から当該年度の3月31日までとする。</p>		
<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p> <p>第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画(案)を作成し、活動前年度の1月末までにレンジャー会議に提出するものとする。</p> <p>2 レンジャー会議は、前項に規定する年間活動計画(案)の内容を審議し、河川レンジャーの活動としてふさわしいと認められるときは、年間活動計画として決定し、事務所に報告するものとする。</p> <p>3 河川レンジャーは、前項に規定する年間活動計画を変更できるものとする。ただし、変更が軽微な場合は事前に事務局の承諾を得ることとし、著しい変更の場合は前項により決定するものとする。</p>		<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p>
<p>(活動報告)</p> <p>第16条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等をレンジャー会議に報告しなければならない。</p> <p>2 河川レンジャーは、活動日誌を事務局に提出するものとする。</p>	<p>(運営要領(案)第16条第2項)</p> <p>第7条 活動日誌の種類は、活動日誌(計画)、活動日誌(報告)、活動日誌(レポート)とする。</p> <p>2 活動日誌(計画)は、運営要領(案)第15条第2項及び第3項に規定する年間活動計画に基づく活動の具体的な計画について、活動2週間前までに事務局へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3 活動日誌(報告)は、活動日誌(計画)に基づき実施された活動について、活動翌月10日までに事務局に提出し、承諾を得なければな</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
	<p>らない。</p> <p>4 活動日誌(レポート)は、河川に関する日常的な発見や異常等について記録し、事務局に提出するものとする。</p>	
<p>(河川レンジャーの身分)</p> <p>第 17 条 河川レンジャーの身分は、原則として、事務所長が委託契約した運營業務受託者からの委嘱者とする。</p>		
<p>(河川レンジャーの報酬等)</p> <p>第 18 条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。</p> <p>2 河川レンジャーの報酬月額は、別に定める細則の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。</p> <p>3 交通費等は、細則の規定によるものとする。</p>	<p>(運営要領(案)第 18 条第 1 項)</p> <p>第 8 条 事務局は、細則第 7 条第 3 項に規定する活動日誌(報告)により、報酬の支給の可否を決定する。</p> <p>2 報酬は活動全体を包括して月払いとし、月遅れ支給とする。</p> <p>(運営要領(案)第 18 条第 2 項)</p> <p>第 9 条 報酬月額は、河川レンジャーを国土交通省が定める「技師 C=行政職(-)4~5 級相当(係長相当)」と位置付け、「設設計業務委託等技術者単価」を基に、月 4 日間 1 日 4 時間を基本とする。</p> <p>2 活動時間に 0.5 時間未満の端数を生じた場合は切り捨てるものとし、報酬月額は予算の制約上、適宜見直せるものとする。</p> <p>(運営要領(案)第 18 条第 3 項)</p> <p>第 10 条 交通費等は、国土交通省「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」に準ずるものとする。</p> <p>2 積算上の基地は、伊賀もしくは名張市役所とし、木津川上流管内以外で行動する場合は、事前に事務局の承諾を得なければならない。ただし、上記によりがたい場合は、事務局と協議のうえ決定するものとする。</p>	

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>4 河川レンジャーとしての活動が月間中にない場合は、報酬を支給しない。</p> <p>5 河川レンジャーは、第9条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められるとき又は第13条第1項第3号から第6号までに規定する解任事項が認められるときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならないものとする。</p>		<p>字句の修正、第13条改訂に伴う改訂、 字句の修正</p>
<p>(経費及び報酬等の支払い)</p> <p>第19条 第4条第1項に規定する経費、前条第2項に規定する報酬及び前条第3項に規定する交通費等は、運營業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、事務局が指定する様式に必要な事項を記載して、事務局に請求するものとする。</p>	<p>(運営要領(案)第19条第2項)</p> <p>第11条 事務局は、請求内容の妥当性を確認し、報酬及び交通費等を支払うものとする</p> <p>2 請求及び支払いの内容等に対し疑義が生じた場合は、レンジャー会議で審議するものとする。</p>	<p>字句の修正 字句の修正</p>
<p>(保険の加入)</p> <p>第20条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動並びに第15条第2項及び第3項に規定する年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした傷害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の傷害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、運營業務受託者が責任を持って行うものとする。</p>		<p>第15条改訂に伴う改訂</p> <p>字句の修正</p>
<p>(事故の責任)</p> <p>第21条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動並びに第15</p>		<p>第15条改訂に伴う改訂</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>条第2項及び第3項に規定する年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運営業務受託者が負うものとする。</p>		
<p>(河川レンジャーへの支援)</p> <p>第22条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを支援するものとする。</p>		
<p><b>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会</b></p> <p>(懇談会の役割)</p> <p>第23条 懇談会は、レンジャー会議及び事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する審議を行い、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び事業計画等について提言を行う。</p>		<p>事務局の統一による改訂 字句の修正</p>
<p>(懇談会の構成)</p> <p>第24条 懇談会は、次の各号の会員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)レンジャー会議座長</p> <p>(3)三重県 伊賀建設事務所長</p> <p>(4)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長</p> <p>(5)伊賀市 建設部長</p> <p>(6)名張市 都市整備部長</p> <p>(7)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p>	<p>(運営要領(案)第24条第1項)</p> <p>第12条 懇談会へは、河川レンジャー並びに国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所管理課長、伊賀上野出張所長、名張川出張所長がオブザーバーとして参加できるものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>事務局の統一による改訂(削除)</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>(懇談会の組織)</p> <p>第25条 懇談会の会員の委嘱は、前条第1項各号の会員の構成に基づき、  <span style="color: red;">運営業務受託者が行うものとする。</span></p> <p>2 会員の任期は、<span style="color: red;">委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。</span>ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 会員は、任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 懇談会に<span style="color: red;">会務を総務する</span>会長を置き、会員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。</p>	<p>(運営要領(案)第25条第1項)</p> <p>第13条 運営業務受託者は、各会員に対し、委嘱状を発行する。</p>	<p><span style="color: red;">2 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。</span></p> <p><span style="color: red;">字句の修正</span></p> <p><span style="color: red;">削除</span></p> <p><span style="color: red;">7 会長は、会務を総務する。</span></p> <p><span style="color: red;">条数の変更</span></p> <p><span style="color: red;">8 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。</span></p> <p><span style="color: red;">9 前条第1項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</span></p> <p><span style="color: red;">10 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。</span></p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>(懇談会の運営)</p> <p>第26条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。</p> <p>4 前条第1項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、審議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。</p>		<p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>項数繰下げによる改訂</p> <p>字句の修正</p>
<p>(懇談会の情報公開)</p> <p>第27条 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。</p> <p>2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載するものとする。</p>		
<p>(懇談会の開催)</p> <p>第28条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、懇談会を開催する日の2週間前までに、各会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに、各会員に対し、送付しなければならない。</p>		<p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
		<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>第29条 懇談会事務局は、木津川上流河川事務所</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
		管理課及び運営業務受託者とする。
<p>(講座の設置)</p> <p>第 29 条 懇談会に講座を置く。</p>		
<p>(講座の構成)</p> <p>第 30 条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。</p> <p>2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。</p> <p>3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を得るための講座とする。</p>		<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>4 講座の運営のために講座事務局を置く。</p>
<p>(講座の役割)</p> <p>第 31 条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。</p> <p>(1) 木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成</p> <p>(2) 河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に関する高度な知識の付与</p> <p>(3) 河川レンジャーとしての適正確認</p> <p>(4) 河川レンジャー希望者の登録</p>		
<p>(講座の受講要件)</p> <p>第 32 条 発見講座の受講者は、満 18 歳以上の者であって、講座開催の公募により受講を受け付けた者又は地元行政機関、自治会及び河</p>		字句の修正

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>川管理者からの紹介を受けた者とする。</p> <p>2 養成講座の受講者は、発見講座の受講を修了し、木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者で、河川レンジャーとなることを希望する者とする。</p>		
<p>(河川レンジャー希望者の登録)</p> <p>第33条 事務局は、「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、河川レンジャーとなることを希望する者を河川レンジャー希望者として登録を行う。</p> <p>2 事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管する。</p> <p>3 事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行する。</p> <p>4 河川レンジャー希望者の登録期間は登録された日から翌々年度の3月31日までとする。</p> <p>5 期間満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講しなければならない。</p> <p>6 事務局は、登録期間が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を抹消する。</p> <p>7 事務局は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャー希望者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p>		<p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂 字句の修正</p>
<p>(講座の運営)</p> <p>第34条 講座は、原則として、年1回の開催とする。ただし、受講希望者数等により回数を増減できるものとする。</p> <p>2 講座の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>(講座の開催)</p> <p>第 35 条 講座は、事務局が開催する。</p> <p>2 事務局は、講座の開催に当たっては、開催日時、開催場所及び講座内容の広報を行わなければならない。</p>		<p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p>
<p>(プレゼンテーションの開催)</p> <p>第 36 条 第 33 条に規定する河川レンジャー希望者として登録した者で、河川レンジャー候補者を希望する者は、河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)を行わなければならない。</p> <p>2 事務局は、プレゼンテーションの場を設置する。</p> <p>3 事務局は、プレゼンテーションの開催に当たっては、河川レンジャーの希望者に対し、開催日時、開催場所及び実施概要の通知をしなければならない。</p>		<p>条数繰上げによる改訂</p> <p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p>
		<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>第 38 条 講座事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運營業務受託者とする。</p>
<p><b>第 4 章 木津川上流管内河川レンジャー会議</b></p> <p>(レンジャー会議の役割)</p> <p>第 37 条 レンジャー会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業計画の決定</p> <p>(2)河川レンジャーに対する助言・意見・支援</p> <p>(3)懇談会への報告・提案内容</p>	<p>(運営要領(案)第 37 条第 1 項)</p> <p>第 14 条 レンジャー会議座長は、運営要領(案)第 16 条第 1 項に規定する河川レンジャーの報告を総括して懇談会に報告するものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>(4)河川レンジャーの任命、再任及び解任</p> <p>(5)その他必要と認められる事項</p>		<p>字句の修正</p>
<p>(レンジャー会議の構成)</p> <p>第38条 レンジャー会議は、次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1)河川レンジャー 全員</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長</p> <p>(4)伊賀市 建設部 道路河川課長</p> <p>(5)名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(6)国土交通省近畿地方整備局</p> <p style="padding-left: 40px;">木津川上流河川事務所 管理課長</p> <p style="padding-left: 80px;">伊賀上野出張所長</p> <p style="padding-left: 80px;">名張川出張所長</p> <p>(7)その他必要に応じて 若干名</p>		<p>字句の修正</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p style="padding-left: 40px;">2 レンジャー会議の運営のためにレンジャー会議事務局を置く。</p>
<p>(レンジャー会議の組織)</p> <p>第39条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第1項各号の委員の構成に基づき、運営業務受託者が行うものとする。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p>	<p>(運営要領(案)第39条第1項)</p> <p>第15条 運営業務受託者は、各委員に対し、委嘱状を発行する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>4 委員は、任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。</p>		<p>字句の修正</p> <p>条数の変更</p> <p>7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <p>8 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>9 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>
<p>(レンジャー会議の運営)</p> <p>第40条 レンジャー会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <p>4 座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない。</p>		<p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>項数繰下げによる改訂</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>5 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>6 議長並びに座長は、第36条に規定するプレゼンテーション及び第47条第3項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、議長があらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。</p>		<p>条数の変更</p> <p>項数繰下げによる改訂、字句の修正</p> <p>条数繰上げによる改訂</p>
<p>(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第41条 レンジャーマ会議は、原則として、公開で行うものとする。ただし、河川レンジャーマの任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第13条第5項に規定する弁明の機会を設けるとき等の個人情報にかかわる審議等を行う場合は非公開で行うものとする。</p> <p>2 レンジャーマ会議の議事要旨及び配付資料を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。</p> <p>3 レンジャーマ会議及び事務局は、非公開にかかわる情報について、守秘義務を負うものとする。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p>
<p>(レンジャーマ会議の非公開会議にかかわる情報開示)</p> <p>第42条 レンジャーマ会議の非公開にかかわる部分の情報開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(レンジャーマ会議の開催)</p>		

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>第43条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、レンジャー会議を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載したレンジャー会議開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、レンジャー会議資料を懇談会の開催日までに、各委員に対し、送付しなければならない。</p>		<p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p> <p>追加</p>
		<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>第46条 レンジャー会議事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運營業務受託者とする。</p>
<p><b>第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会</b> (推薦委員会の役割)</p> <p>第44条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命に当たり、別途定める「木津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」(以下、「審査要領(案)」という。)に基づき、公平中立な立場で河川レンジャーの希望者を審査し、決定した河川レンジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目的とする。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(推薦委員会の構成)</p> <p>第45条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。</p> <p>2 委員は次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 副所長</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長</p> <p>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)伊賀市 建設部 次長</p>		<p>字句の修正</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>(2)名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(3)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p>		<p>官職指定</p> <p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>4 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。</p>
<p>(推薦委員会の組織)</p> <p>第 46 条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第 2 項各号の委員の構成に基づき、<b>運営業務受託者</b>が行うものとする。</p> <p>2 委員の任期は、<b>委嘱された日から当該年度の 3 月 31 日までとする</b>。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 委員は、任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 推薦委員会に<b>会務を総務する</b>委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。</p>	<p>(運営要領(案)第 46 条第 1 項)</p> <p>第 16 条 運営業務受託者は、各委員に対し、委嘱状を発行する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>削除</p> <p>7 委員長は、会務を総務する。</p> <p>条数の変更</p> <p>8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>9 前条第 2 項第 1 号を除く委員については、推</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
		<p>薦委員会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>10 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>
<p>(推薦委員会の運営)</p> <p>第 47 条 推薦委員会は、原則として、年 1 回の開催とする。</p> <p>2 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>4 前条第 2 項第 1 号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置することができる。</p> <p>6 推薦委員会は、第 36 条に規定するプレゼンテーションに全委員を出席させなければならない。</p> <p>7 本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。</p>		<p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>項数繰下げによる改訂</p> <p>字句の修正</p> <p>項数繰下げによる改訂、字句の修正</p> <p>項数繰下げによる改訂</p>
<p>(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 48 条 推薦委員会は、非公開で行うものとする。ただし、審査要領(案)に基づき、河川レンジャー審査受審者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。</p> <p>2 推薦委員会は、河川レンジャーの審査受審者に対し、審査結果を文書で通知する。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
<p>3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。</p> <p>4 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。</p>		
<p>(推薦委員会にかかわる情報開示)</p> <p>第49条 推薦委員会の河川レンジャー審査に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(推薦委員会の開催)</p> <p>第50条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。</p>		<p>事務局の統一による改訂</p>
		<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>第54条 推薦委員会事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運営業務受託者とする。</p>
<p><b>第6章 雑則</b></p> <p>(運営要領(案)の改正)</p> <p>第51条 この運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第17条 この運営要領(案)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	

運営要領(案)改訂	細則(案)	運営要領(案)改定理由
	(1)公共施設 国、県、市の管理する施設をいう。 (2)川の指導者(初・中・上級) 「特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会で認定された者」等をいう。 (3)川づくり 例えば「本来の河川環境を活かす川づくり」等をいう。 (4)まちづくり 例えば「地域で育てて地域を育てる活動」等をいう。	
<p><b>附則</b></p> <p>1. この運営要領(案)は、平成20年3月4日から施行する。</p> <p>2. レンジャー会議発足までの間は、河川レンジャーの任命にかかわる事項について懇談会がその役割を担うこととする。</p> <p>改正 平成20年9月5日 平成21年7月8日</p>		<p>字句の修正</p>

# 木津川上流管内河川レンジャー(試行)機構図

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー懇談会	
会員	学識経験者及び見識者 若干名
	レンジャー会議座長
	自治体等
	三重県 伊賀建設事務所長
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長
伊賀市 建設部長	
名張市 都市整備部長	
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長
オブザーバー	河川レンジャー
	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長

●講座・プレゼンテーションの開催

●報告・提案  
河川レンジャーの活動計画・活動状況、事業計画等

●提言  
制度、方策、河川レンジャーのあり方、役割、事業計画等

(開催予定 1回/年)

木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会	
委員	学識経験者及び見識者 若干名
	三重県 伊賀建設事務所 副所長
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長
オブザーバー	伊賀市 建設部 次長 名張市 都市整備部 都市整備政策室長 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー会議	
河川レンジャー 全員	
自治体等	三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長
	伊賀市 建設部 道路河川課長
	名張市 都市整備部 都市整備政策室長
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長

●河川レンジャー候補者の推薦

木津川上流管内河川レンジャー事務局	
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運営業務受託者

平成21年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

## 事業計画

## 平成 21 年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 事業計画

### 1. 平成 20 年度事業概要

平成 20 年度は、木津川上流管内で初めとなる河川レンジャーの誕生に向け、年度当初の公募開始をスタートに、河川レンジャーになるためのプロセスとして設定した二つの講座(「木津川上流発見講座」「河川レンジャー養成講座」)と「プレゼンテーション」の開催、木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会及び同懇談会による河川レンジャー予定者の決定を経て、平成 20 年 10 月 1 日に木津川上流河川事務所長より 2 名の河川レンジャーが任命されました。

その後、同レンジャー会議による年間活動計画の決定を受け、平成 20 年 12 月より 2 名の河川レンジャーによるそれぞれの活動が実施されました。

またこの間、運営要領(案)の改訂や審査要領(案)の決定など、本事業の円滑な運営に向けた種々の整備も実施してまいりました。(別紙-1 参照)

### 2. 平成 21 年度事業計画

以上のように、本事業は平成 19 年度の木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会の発足以来、平成 20 年度には木津川上流管内で初めてとなる河川レンジャーが誕生し、昨年 12 月より河川レンジャーによる本格的な活動が実施されてきました。

平成 21 年度は、更なる事業の拡大と河川レンジャーによる試行活動の充実を図るため、別紙-2 の実施スケジュールに基づく、新規河川レンジャーの増員や懇談会をはじめとする各種会議を開催します。

なお、具体的な事業の推進にあたり、今年度の運営ならびに河川レンジャーによる活動において生じた課題や問題点、参加者からの意見等を踏まえ、以下の 3 項目について検討を進めていきます。

#### ①新規河川レンジャーについて

今年度任命された 2 名の河川レンジャーは、両名とも伊賀地区から選出されており、主に環境分野を中心とした活動を実践しております。地域住民と河川管理者との連携による河川整備の実現に向けて、より幅広い活動分野ならびに広域的な河川レンジャーの配置について計画します。

#### ②本事業の地域への定着

平成 20 年度は、河川レンジャーによる本格的な活動実施の初年度であることや、昨年 12 月からの短期間での実施であったため、それぞれの活動について十分な広報活動が行えず、それほど多くの参加者を得られませんでした。「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、住民意見の聴取や、ニーズの収集を行う」という河川レンジャーの目的を果たすために、自治体等との協働を含めた効果的な広報ツールの検討を行い、本事業の地域住民への定着を図ります。

#### ③上野遊水地集中管理センター資料室(旧：遊水スイスイ館)の活用

現在、河川レンジャーによる活動場所として上野遊水地集中管理センター資料室を活用しておりますが、活動の計画時や、市民団体との意見交換、住民意見の聴取やニーズの収集等、日々の活動場所として当資料室を活用することにより河川レンジャーの機動力のアップと活動の充実が期待されます。そのため、資料室への事務局の設置等について検討を行います。

## ●平成 20 年度運営状況

年 月 日	運営内容	備考
平成 20 年 5 月 1 日	公募開始	
平成 20 年 7 月 13 日	「木津川上流発見講座」の開催	参加者 12 人
平成 20 年 8 月 2 日	「河川レンジャー養成講座」の開催	参加者 4 人
平成 20 年 8 月 4 日	「第 1 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催 ・運営要領(案)の改訂、審査要領(案)の決定 他	
平成 20 年 8 月 24 日	「養成特別講座」の開催	
平成 20 年 9 月 7 日	「プレゼンテーション」の開催	参加者 15 名
同日	「第 1 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会」の開催 ・河川レンジャー候補者の決定 他	
平成 20 年 9 月 24 日	「第 2 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催 ・河川レンジャー予定者の決定 他	
平成 20 年 10 月 1 日	河川レンジャーの任命	
平成 20 年 11 月 26 日	「第 1 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」の開催 ・年間活動計画の決定 他	
平成 20 年 12 月 21 日	河川レンジャー活動(廣岡レンジャー) 「特定外来生物 ノートリア調査」の開催	参加者 11 名
平成 21 年 1 月 31 日	河川レンジャー活動(西レンジャー) 「名張川 水防学習と野鳥観察会」の開催	参加者 13 名
平成 21 年 2 月 22 日	河川レンジャー活動(合同開催) 「木津川の歴史と食文化学習」の開催	参加者 29 名
平成 21 年 3 月 14 日	河川レンジャー活動(合同開催) 「木津川 “いい川づくり” 情報交換会」の開催	参加者 15 名
平成 21 年 3 月 18 日	「第 2 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」の開催 ・河川レンジャー活動報告、河川レンジャーの審議、 次年度事業計画の決定 他	
平成 21 年 3 月 24 日	「第 3 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催 ・河川レンジャー活動報告、運営要領(案)の改訂、次年度事業計画 他	

平成21年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 実施スケジュール

別紙-2

年月	時期	運営内容	現河川レンジャー	新規河川レンジャー	
平成21年	3月	平成20年度 第2回 レンジャー会議 ●活動報告 ●河川レンジャーの審議 ●次年度事業計画の決定等 平成20年度 第3回 懇談会 ●活動報告 ●運営要領(案)の改訂 ●次年度事業計画等			
	4月				
	5月				
	6月	中旬		年間活動計画(案)の作成	
	7月	中旬	第1回 レンジャー会議 ●年間活動計画の決定等 第1回 懇談会 ●公募要領、審査要領の決定等	活動の実施(H21.7~)	
		下旬	公募開始(H21.7.27~)		
	8月	下旬	木津川上流発見講座 公募終了(H21.8.21まで)		
	9月	初旬	河川レンジャー養成講座	↓	
		下旬	プレゼンテーション 第1回 推薦委員会 ●河川レンジャー候補者の決定 河川レンジャー希望者登録		
	10月	中旬	第2回 レンジャー会議 ●河川レンジャー予定者の決定	↓	
		下旬	河川レンジャーの任命(事務所長)		
	11月	中旬	第3回 レンジャー会議 ●年間活動計画の決定等	中間報告	年間活動計画(案)の作成
12月	初旬		↓	↓	
平成22年	1月		↓	↓	
	2月		↓	↓	
	3月	初旬	第4回 レンジャー会議 ●活動報告 ●河川レンジャーの審議 ●次年度事業計画の決定等	活動結果とりまとめ	活動結果とりまとめ
中旬		第2回 懇談会 ●活動報告 ●次年度事業計画等			

木津川上流管内河川レンジャー  
河川レンジャーのよりよい活動に向けた提言について

木津川上流管内河川レンジャー制度は、平成 20 年 3 月の懇談会の発足以来、各種会議等の開催を経て、平成 20 年 10 月に木津川上流管内で初めてとなる 2 名の河川レンジャーが誕生しました。

同 12 月からは河川レンジャーによる試行活動として、地域の住民の方々を対象に環境学習や歴史・文化の普及活動等が実践され、住民の方々の河川への関心を高めていただく等、活動初年度として一定の評価が得られたものと考えられます。

さらに、今後の運用として、昨年度末に開催された第 3 回の懇談会において、同レンジャー会議から本事業のさらなる拡大と河川レンジャー活動の充実を目指した平成 21 年度の事業計画についての報告がありました。

懇談会は、地域連携を目指したこれらの計画の推進に大いに期待しているところではありますが、今後の河川レンジャーのよりよい活動に向けて以下の提言をします。

平成 21 年 7 月 10 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

## 提 言

### 1. 年間を通じての活動期間の確保に向けた仕組みづくり

河川レンジャーの活動において、川に直接触れる体験活動や外来種の群落調査等、屋外での活動は、春から夏にかけて実施できることが望ましい。

また、河川レンジャーを活かした地域連携を実現させるためには、管内の自治体との連携・協働が不可欠であり、河川レンジャー活動の教育プログラムへの組み込みやまちづくり等との連携を進めるにあたっては、前年度中に計画を決定しておく必要がある。

このため、レンジャー会議は、河川レンジャー活動を通年実施できる運営(各種会議の開催等)と事業執行のあり方を検討することが望まれる。

### 2. 地域住民の意見やニーズへの適切な対応

河川レンジャーの役割の一つとして、淀川水系河川整備計画でも位置づけられているように、住民の意見の聴取や河川にかかわるニーズの収集があり、これは地域住民と行政とをつなぐ非常に重要な役割である。

河川レンジャーは、活動を通してアンケート調査等の実施により住民からの意見やニーズを収集し、行政は、これらに対しホームページやニュースレターを活用して適切に説明することが望まれる。

### 3. 上下流交流

河川の水質等の問題に対しては、上下流を一体として考え、それぞれが統一した意識を共有する必要がある。このため淀川管内河川レンジャー等との交流を深め、共同して活動する機会を設けることが望まれる。

## 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

- ①活動の実施予定日時をご記入下さい。      ②活動名(仮称可)をご記入下さい。      ③活動の目的を具体的にご記入下さい。  
 ④主な活動内容をご記入下さい。      ⑤活動予定場所をご記入下さい。      ⑥参加予定者をご記入下さい。  
 ⑦予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。      ⑧活動に必要な支援があればご記入下さい。      ⑨参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

河川レンジャー氏名	西 祐治
-----------	------

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年7月25日(土) 12:00~16:00 (4時間)	木津川 川下り・カヌー体験 ※廣岡、西共同活動	(活動目的) 実際に川の中に入り、川を歩く体験から、川の危険な所を知り、自分の身を守るにはどうすればいいのかを体験から学ぶ。 また、カヌー体験から川に遊ぶ楽しさも感じ取る。	依那古地区(沖) 木津川河川敷 ※県管轄河川	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依那古体験隊協力</li> <li>・ カヌー賃貸</li> <li>・ 漁協協力要請</li> </ul>	15万円
		(主な活動内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊賀市依那古地区から猪田地区の木津川を歩く(約2km)。</li> <li>・ カヌー、ボートでの川遊びを体験する。</li> <li>・ 川の中の様子も覗き見て、川底の様子や魚達の観察を行う。</li> </ul>		(募集方法) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット</li> <li>・ チラシ</li> </ul>		
平成21年8月 9:00~13:00 (4時間)	比奈知ダム見学と 水生生物調査	(活動目的) 比奈知ダム見学で堤体内の見学とダムの目的・役割を学習する。 また、下流域での水生生物を調査し、自然観察を行う。	比奈知ダム 親水公園もしくは 名張川流域	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比奈知ダム管理事務所協力要請</li> <li>・ 移動バスチャーター</li> </ul>	未定
		(主な活動内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比奈知ダム見学学習</li> <li>・ 水生生物調査</li> </ul>		(募集方法) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット</li> <li>・ チラシ</li> </ul>		

## 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年9月 9:00~12:00 (3時間)	いかだ作り体験	(活動目的) 竹・木・牛乳パック・ペットボトルでのいかだ作りを体験し、川とのふれあいのきっかけを作る	上野遊水地集中管理センター資料室 木津川・服部川合流域	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	・ 資材確保 ・ 指導者確認	未定
		(主な活動内容) ・ いかだ作り ・ 実際に川へ入り浮かべてみる		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
平成21年10月 9:00~17:00 (8時間)	B i y oセンター自然観察会	(活動目的) 琵琶湖・淀川水質浄化共同浄化センターに協力要請の上、琵琶湖の自然や水質について学習し、木津川との違い、環境保護の大切さを学ぶ	滋賀県草津市 B i y oセンター  琵琶湖博物館	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	・ B i y oセンター 協力要請 ・ 移動バスチャーター	10万円
		(主な活動内容) ・ B i y oセンター見学での自然・環境学習。 ・ 琵琶湖博物館見学		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
平成21年11月 13:00~16:00 (4時間)	川を通した体験活動の報告会 ※廣岡、西共同活動	(活動目的) 川を通した体験活動の事例を発表し川遊びの大切さ、楽しさ、危険を教師及び行政の人々に認識してもらう。	上野遊水地集中管理センター資料室	(参加予定者) 河川関係活動団体 教職員 P T A関係者 行政関係者	・ 活動団体参加要請 ・ 教職員組合調整 ・ P T A関係調整 ・ 行政関係調整	不明
		(主な活動内容) ・ 木津川上流域で活動している体験型市民団体や環境グループに活動報告意見交換会		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		

## 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年12月 9:00~13:00 (4時間)	野鳥観察会と食文化学習	(活動目的) 冬季の野鳥観察と魚達の生態を学ぶと共に、川魚を試食し、食文化を学ぶ  ※ 昨年度、名張市で実施の野鳥観察会の実施 ※ 〃、伊賀市で実施の食文化学習の2回目	上野遊水地集中管理センター資料室 長田橋周辺遊水地	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 住民自治関係者 20名程度	・ 野鳥の会講師依頼 ・ 漁協協力要請	10万程度
		(主な活動内容) ・ 野鳥観察会の実施 ・ 川魚料理試食での食文化学習		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
別途調整	下流域 木津川地区 河川レンジャー活動交流	(活動目的) 下流域での河川レンジャーの活動交流を行い、活動についての意見交換や実際の活動に参加させてもらい、下流域の様子や、上流域との違いを観察する。	木津・笠置から 淀川域で調整	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 住民自治関係者 20名程度	・ 淀川河川レンジャー 調整と参加申込み	未定
		(主な活動内容) ・ 活動情報を入手し、別途調整		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
年間活動	河川状態 定点観測	(活動目的) 木津川、名張川の数ヶ所を決め、写真撮影での定点観測を行い、年間を通じた河川状態を把握すると共に、河川状態の記録を残す。	木津川・名張川	(参加予定者) レンジャーでの活動	-	未定
		(主な活動内容) ・ 定点決めでの写真記録撮影 ・ 植生調査(アレチウリ、外来種等)		(募集方法) -		

## 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

- ①活動の実施予定日時をご記入下さい。      ②活動名(仮称可)をご記入下さい。      ③活動の目的を具体的にご記入下さい。  
 ④主な活動内容をご記入下さい。      ⑤活動予定場所をご記入下さい。      ⑥参加予定者をご記入下さい。  
 ⑦予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。      ⑧活動に必要な支援があればご記入下さい。      ⑨参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

河川レンジャー氏名	廣岡 伸幸
-----------	-------

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年7月25日(土) 12:00~16:00 (4時間)	木津川 川下り・カヌー体験 ※廣岡、西共同活動	(活動目的) 実際に川の中に入り、川を歩く体験から、川の危険な所を知り、自分の身を守るにはどうすればいいのかを体験から学ぶ。 また、カヌー体験から川に遊ぶ楽しさも感じ取る。	依那古地区(沖) 木津川河川敷 ※県管轄河川	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>依那古体験隊協力</li> <li>カヌー賃貸</li> <li>漁協協力要請</li> </ul>	15万円
		(主な活動内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀市依那古地区から猪田地区の木津川を歩く(約2km)。</li> <li>カヌー、ボートでの川遊びを体験する。</li> <li>川の中の様子も覗き見て、川底の様子や魚達の観察を行う。</li> </ul>		(募集方法) <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット</li> <li>チラシ</li> </ul>		
平成21年8月 9:30~13:30 (4時間)	源流沢登り体験	(活動目的) 源流流域を散策し、景色や水質、温度、流れなどを沢登りの中から、体感する。 また、溪流での川遊びと滝登りを体験する。	服部川上流 馬野川溪谷	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>大山田地区 自然とゆかいな 仲間たち協力</li> <li>漁協協力要請</li> <li>馬野地区調整</li> </ul>	未定
		(主な活動内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>源流に近い溪流での沢歩き、シャワークライミング、滝壺ジャンプなど</li> <li>川の流れの中に身を置いたときの身の安全確保も体験する。</li> </ul>		(募集方法) <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット</li> <li>チラシ</li> </ul>		

## 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年9月 9:00~12:00 (3時間)	大人の川遊び体験 (指導者育成研修)	(活動目的)  自然に関心があり、地域や学校で水生生物調査や観察会を実施したい人を対象に簡単に出来る調査法等の研修会を開催し、地域で子ども達に生物の住む自然のすばらしさを伝える事のできる人材を育成する。	上野遊水地集中管理センター資料室	(参加予定者)  河川関係活動団体 教職員 PTA関係者	・RAC他協力要請	不明
		(主な活動内容)  ・ 開催方法から運営の研修 ・ 生物調査の方法の学習 ・ 安全確保についての研修		(募集方法)  ・ インターネット ・ チラシ		
平成21年10月 9:00~13:00 (4時間)	防災ディキャンプ	(活動目的)  河川氾濫などの有事の際の防災対応について学習すると共に、防災技術を学習する。	上野遊水地集中管理センター資料室	(参加予定者)  伊賀市、名張市 小中学生と保護者 住民自治関係者 30名程度	・ キャンプ協会他 協力要請  ・ 自治会協力要請	不明
		(主な活動内容)  ・ 防災学習 ・ 防災時の非難対応、炊き出し方法などの学習		(募集方法)  ・ インターネット ・ チラシ		
平成21年11月 13:00~16:00 (4時間)	川を通した体験活動の報告会  ※廣岡、西共同活動	(活動目的)  川を通した体験活動の事例を発表し川遊びの大切さ、楽しさ、危険を教師及び行政の人々に認識してもらおう。	上野遊水地集中管理センター資料室	(参加予定者)  河川関係活動団体 教職員 PTA関係者 行政関係者	・ 活動団体参加要請 ・ 教職員組合調整 ・ PTA関係調整 ・ 行政関係調整	不明
		(主な活動内容)  ・ 木津川上流域で活動している体験型市民団体や環境グループに活動報告 ・ 意見交換会		(募集方法)  ・ インターネット ・ チラシ		

## 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年12月 9:00~12:00 (3時間)	自然観察会	(活動目的) 普段何気なく見ている生物、植物の拡大写真を見ることにより機能や作り作用を観察し自然に興味を持ってもらう。	上野遊水地集中管理センター資料室 もしくは 名張市武道会館他	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 住民自治関係者 20名程度	・ 観察用資材確保 ・ 講師調整	未定
		(主な活動内容) ファールフォトを使った生物、植物の拡大写真の撮影		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
平成22年1月	木津川意識調査アンケート	(活動目的) 現在ほとんどの子ども達は、木津川(川)と日常的な関係をもっておらず、川で遊んだ経験をもつ子供も少ない。また、経験がある小学生も水泳や水遊びとなると限られた人数である。子供たちは、川であそびたい気持ちはあるが、親や教師はけがや事故が心配であり現状ではあまり川で遊ばせたくないようである。そんな意識調査を実施し、今後の河川整備及び活動に活かすため、人々の木津川への意識及び関心について現状を把握する。	—	(参加予定者) 伊賀市、名張市小学生	・ 教育委員会調整	未定
		(主な活動内容) 市内小学生及び保護者に川遊び等川についての意識調査のアンケートを実施する。		(募集方法) 学校を通じたアンケート 要請と集約		
年間活動	河川状態 定点観測	(活動目的) 木津川、名張川の数ヶ所を決め、写真撮影での定点観測を行い、年間を通じた河川状態を把握すると共に、河川状態の記録を残す。	木津川・名張川	(参加予定者) レンジャーでの活動	—	未定
		(主な活動内容) ・ 定点決めでの写真記録撮影 ・ 植生調査(アレチウリ、外来種等)		(募集方法) —		

# 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

平成21年度

## 公募要領(案)

木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

## 1. 河川レンジャーとは

河川レンジャーとは、住民の皆さまと行政との連携・協働による河川整備を実現させるため、

『行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川にかかわる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。』人達です。(木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)より)

### ●主な活動内容

- 防災・減災、救援・救難の推進を図る活動
- 河川の適正な利用の推進を図る活動
- 日常的な河川管理活動
- 河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動
- 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動
- 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動
- 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信
- 河川の環境保全を図る活動
- 節水意識の普及・啓発活動
- 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動

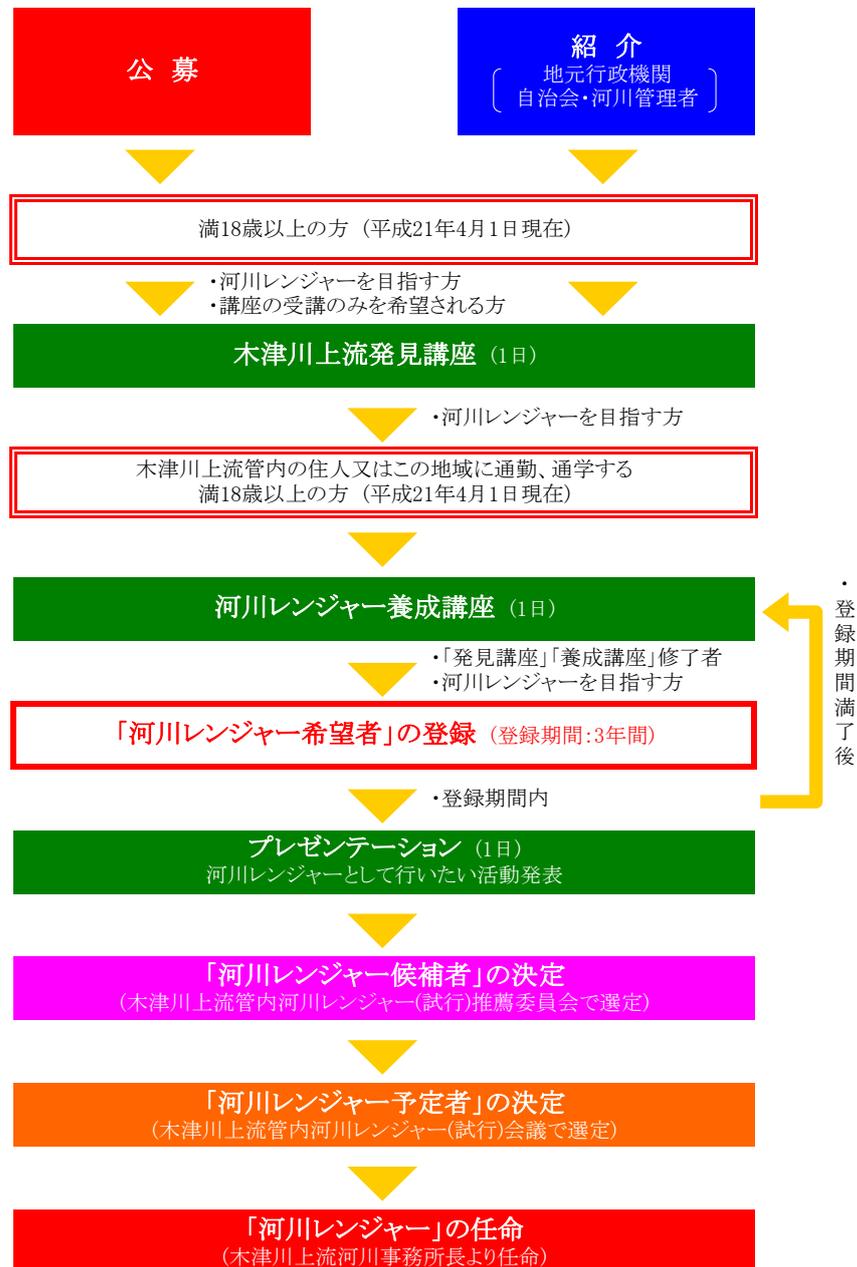
### ●活動範囲及び活動拠点

- 活動範囲：木津川上流管内（原則として三重県内）
- 活動拠点：上野遊水地集中管理センター資料室内  
(近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)



## 2. 河川レンジャーになるには

河川レンジャーとして活動していただくためには、以下のプロセスにより河川レンジャーとして任命を受ける必要があります。



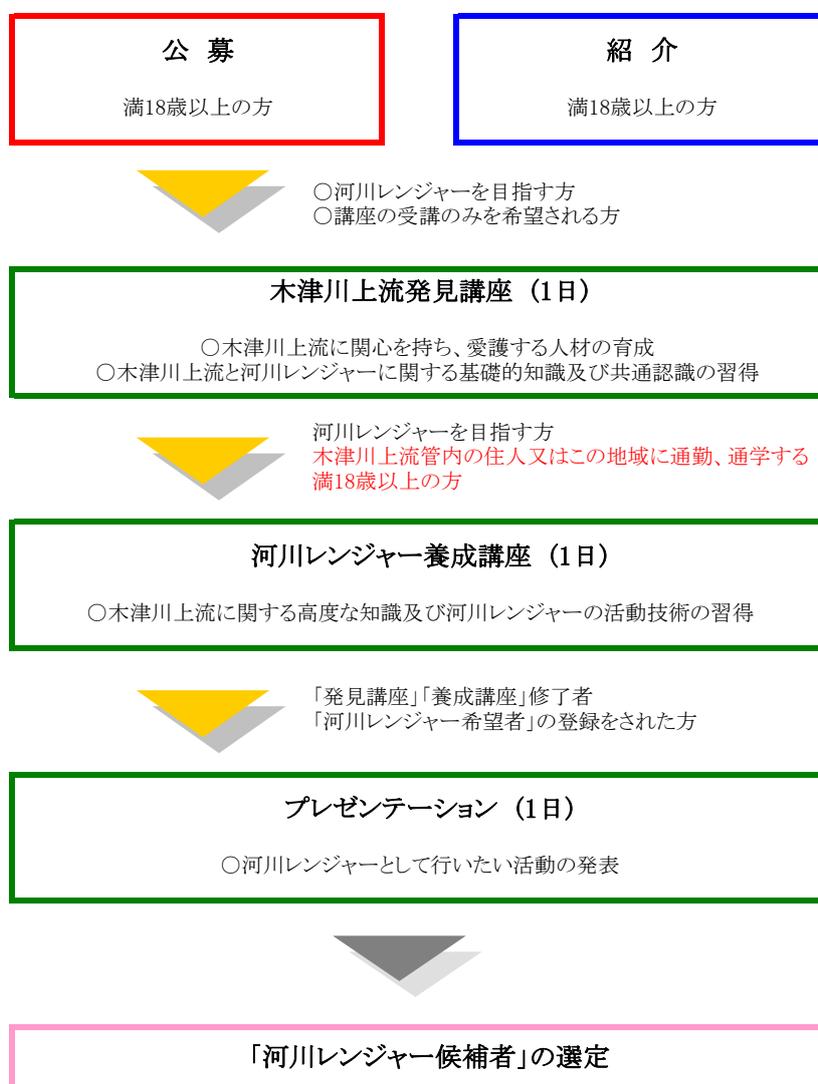
### 3. 「講座」及び「プレゼンテーション」について

講座は、河川に関心を持つ方及び河川レンジャーを目指す方を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習による「木津川上流発見講座」と「河川レンジャー養成講座」で構成しています。

また、それら2つの講座を受講後、河川レンジャー希望者として登録し、河川レンジャー候補者になることを希望される方を対象に、河川レンジャーとして行いたい活動を発表していただくためのプレゼンテーションを開催します。

なお、河川レンジャー希望者登録は、登録期間を3年間とし、期間内であればプレゼンテーションの実施を条件として河川レンジャーの審査を複数回受審できます。

なお、登録期間を満了した方で、登録の更新を希望する場合は「河川レンジャー養成講座」を再受講後、河川レンジャー希望者登録を行う必要があります。



## 4. 木津川上流発見講座

募集対象(対象者)	満 18 歳以上の方
開催日時(予 定)	平成 21 年 8 月 29 日(土) 9:30~17:00 (9:15 より受付開始)
開催場所	名張公民館 2F 第1・2講座室 名張市上八町 1321-1 TEL: 0595-64-2605 ※会場までのアクセスは最終ページをご覧ください。
募集定員	30 名 ※お申し込みは、先着順とさせていただきます。 ただし、「河川レンジャー養成講座」受講希望者を優先させていただきます。
受講料	無料
募集期間	平成21年7月27日(月)~平成21年8月21日(金) ※定員になりしだい締め切らせていただきます。
カリキュラム(予 定)	<input type="checkbox"/> 木津川上流の歴史・文化 <input type="checkbox"/> 木津川上流の河川環境 <input type="checkbox"/> 木津川上流の流域環境 <input type="checkbox"/> 川を活かした地域づくりと防災
申込方法	最終ページの「お申し込み用紙」により事務局まで FAX または郵送にてお申し込み下さい。 【木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局】 住所: 〒518-0713 名張市平尾 2980-26 名張不動産ビル 3 階 ●TEL: (0595)62-0476 (AM10:00~PM5:00) ●FAX: (0595)62-0477 ●URL: <a href="http://www.kizujyo.go.jp/">http://www.kizujyo.go.jp/</a> (近畿地方整備局木津川上流河川事務所)

## 5. 河川レンジャー養成講座 (予告)

募集対象(対象者)	木津川上流発見講座 修了者 木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の方
開催日時(予 定)	平成 21 年 9 月 5 日(土) 10:00~17:00 (9:45 より受付開始)
開催場所(予 定)	上野遊水地集中管理センター資料室 (旧遊水スイスイ館) 三重県伊賀市小田町 242 TEL: 0595-21-0617 近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内
募集定員	30 名
受講料	無料
カリキュラム(予 定)	<input type="checkbox"/> 河川レンジャーについて <input type="checkbox"/> 河川のルール <input type="checkbox"/> 水辺の安全対策 <input type="checkbox"/> 河川レンジャーの活動について <input type="checkbox"/> 活動計画づくりの実践について(パネルディスカッション)
その他	申込方法ならびにカリキュラム等の詳細につきましては、「木津川上流発見講座」にてご案内いたします。

## 『木津川上流発見講座』会場のご案内

**会場** 名張公民館 2F 第1・2講座室

(名張市上八町 1321-1 TEL : 0595-64-2605)

### ●会場までのアクセス

鉄 道 : 近鉄大阪線名張駅下車  
 徒 歩 : 近鉄大阪線名張駅西口より 12 分  
 自家用車 : 名阪国道上野インターより約 20 分  
 バ ス : 名張駅西口から約 3 分

※駐車場に限りがございますので、  
 できるだけ公共交通機関をご利用下さい。



## 『木津川上流発見講座』お申し込み用紙

ふりがな 氏名		性別(○で囲む) 男 女	河川レンジャー養成講座の受講(○で囲む) 希望する ・ 希望しない
年 齢	満 歳 (平成 21 年 4 月 1 日現在)		
住 所	〒	—	都 道 市 町 府 県 村 郡
電話番号	—	FAX 番号	—
E メールアドレス			
ご職業 (○で囲む)	会社員 公務員 自営業 学生 その他( )		

※事務局まで FAX または郵送にてお申し込み下さい。

※ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの運営以外の目的には使用致しません。

お申し込み・お問い合わせ先：木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局

〒518-0713 名張市平尾 2980-26 名張不動産ビル 3 階

T E L : (0595) 62-0476 (AM10:00~PM5:00) F A X : (0595) 62-0477

U R L : <http://www.kizujyo.go.jp/> (近畿地方整備局木津川上流河川事務所)

※事務局では、河川レンジャーに関するご質問・お問い合わせも受け付けております。

※土日祝日の電話・窓口対応は行っておりません。ご了承下さい。

※講座の実施にあたっては、テキストを無料配布いたします。

木津川上流管内河川レンジャー(試行)

平成21年度

審査要領(案)

木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

## 目次

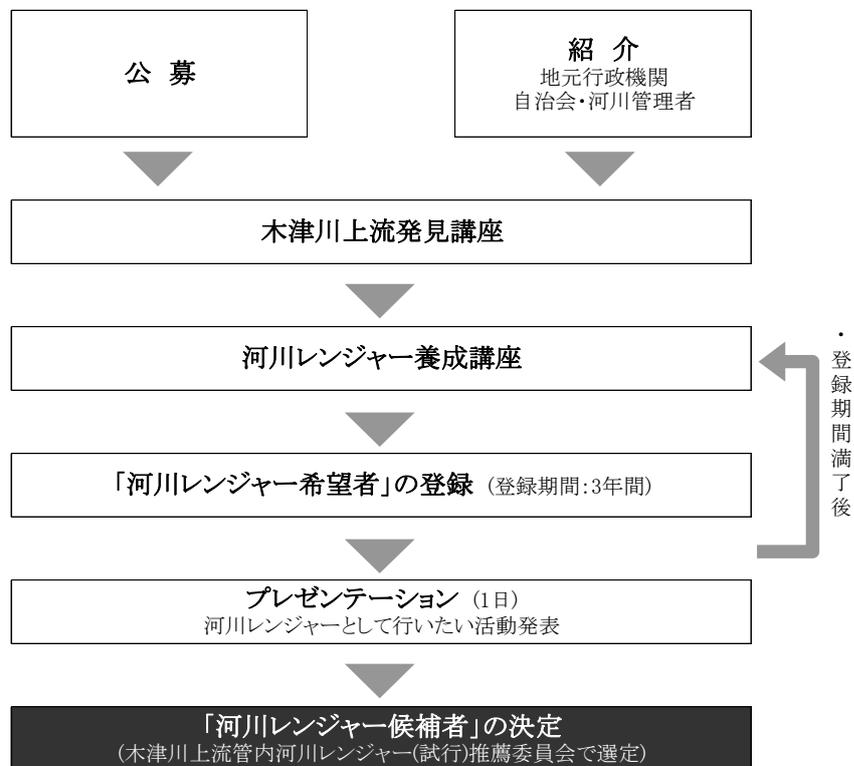
1. はじめに .....	1
2. 審査の流れ .....	1
2-1 河川レンジャー希望者の登録要件(審査対象要件) .....	2
2-2 河川レンジャー希望者 登録期間 .....	2
3. 審査の基本方針 .....	2
4. 審査項目 .....	3
5. 審査手順 .....	3
6. プレゼンテーション実施要領 .....	4
6-1 プレゼンテーションの進め方 .....	4
6-2 メンバー構成 .....	4
6-3 活動企画書 .....	4
6-4 プレゼンテーション記録表 .....	4
6-5 意見を聴取する場 .....	4
7. 審査方法(推薦委員会) .....	5
8. 評価ならびに河川レンジャー候補者の決定方法.....	5
9. 審査結果の公開 .....	5

## 1. はじめに

本要領は「木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)」(以下「運営要領(案)」という)に基づき、木津川上流管内河川レンジャーの任命に係る、河川レンジャー候補者の決定(以下「河川レンジャーの審査」という)のための審査要領を定めるものである。

## 2. 審査の流れ

河川レンジャーの審査は、「木津川上流発見講座」及び「河川レンジャー養成講座」を共に受講し、河川レンジャー希望者として登録後、プレゼンテーションを実施した者を対象として、木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会(以下「推薦委員会」という)が行う。



## 2-1 河川レンジャー希望者の登録要件(審査対象要件)

河川レンジャー希望者の登録は、運営要領(案)に定める「河川レンジャーの任命基準」の内、以下の「審査対象要件」を満足している者を対象に行うものとする。

### ●審査対象要件

- (1) 木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の者であること。
- (2) 地域固有の情報や知識に精通していること。
- (3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- (4) 講座(「木津川上流発見講座」「河川レンジャー養成講座」)を受講していること
- (5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- (6) 心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。
- (7) 運営要領(案)を遵守できること。

※満 18 歳以上満 20 歳未満の登録希望者は、親権者からの「河川レンジャー任命承諾書」を提出して頂くことを条件とする。

※年齢計算の基準日は、審査を行う年度の 4 月 1 日とする。

また、これらの要件を確認するため、河川レンジャー希望者の登録を希望する者より、「河川レンジャー希望者 登録申請書」及び「河川レンジャー任命承諾書」(満18歳以上満20歳未満の登録希望者のみ)、「個人調書」を河川レンジャー養成講座受講後に木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局(以下「事務局」という)へ提出して頂くものとする。

## 2-2 河川レンジャー希望者 登録期間

河川レンジャー希望者の登録期間は、登録した日から翌々年度の3月31日までとし、期間内であればプレゼンテーションの実施を条件として河川レンジャーの審査を複数回受審できるものとする。

なお、登録期間を満了した者については、登録の更新を希望する場合は「河川レンジャー養成講座」を再受講後、河川レンジャー希望者登録を行わなければならないものとする。

## 3. 審査の基本方針

河川レンジャーの審査にあたり、以下の事項を基本方針とする。

### ●審査の基本方針

- (1) 公平中立な立場で審査し、審査に係わる者は、河川レンジャー希望者の利害を伴う情報は提供しない。
- (2) 審査に係わる者は、審査で知り得た情報を第三者に公開、口外しない。
- (3) 河川レンジャー希望者の個性を尊重する。
- (4) 河川レンジャー希望者には、審査目的、審査手順、審査項目及び審査方法等を周知する。
- (5) 審査員の氏名及び勤務先又は所属機関等の名称を公開する。
- (6) 本審査要領は、適宜見直しを行う。

#### 4. 審査項目

河川レンジャーの審査は、以下の5つの項目について行う。

##### ● 審査項目

- (Ⅰ) 河川レンジャーに対する考えと意欲
- (Ⅱ) 河川と地域との良好な関係を構築する意欲
- (Ⅲ) 周囲との調和や良好な関係を構築する能力
- (Ⅳ) 地域固有の情報や知識への精通度
- (Ⅴ) 河川レンジャーとして行いたい活動の地域必要性

#### 5. 審査手順

河川レンジャーの審査は、次の手順に従って実施する。

##### ① 審査情報の収集

事務局は、審査対象要件の充足を確認するため、河川レンジャー養成講座の閉講時に、以下の情報を収集する。

- ・ 河川レンジャー希望者登録 申請書
- ・ 河川レンジャー任命承諾書
- ・ 個人調書

※2-1 河川レンジャー希望者の登録要件参照

##### ② 審査対象要件の確認及び河川レンジャー希望者の登録

事務局は、収集した情報より審査対象要件の充足を確認し、要件を満たしている者について河川レンジャー希望者の登録を行う。

##### ③ プレゼンテーションによる審査情報の収集

事務局は、河川レンジャー希望者登録を行い、河川レンジャー候補者を希望する者を対象に、プレゼンテーション(河川レンジャーとして行いたい活動の発表)を開催する。

プレゼンテーションには、推薦委員会委員及びオブザーバー、レンジャー会議座長及び議長が出席し、発表者より事前に提出される活動企画書ならびに発表内容、質疑応答の結果等より審査情報を収集する。

#### ④審査(木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会)

推薦委員会は、①③で収集した審査情報ならびにオブザーバーの意見を考慮しながら、審査項目ごとに河川レンジャー候補者を希望する者の評価を行い、河川レンジャー候補者を決定する。

## 6. プレゼンテーション実施要領

### 6-1 プレゼンテーションの進め方

プレゼンテーションは、はじめに受講者(河川レンジャー候補者を希望する者)より「河川レンジャーとして行いたい活動」について発表していただき、発表後、参加メンバー(受講者を除く)による質疑を行う。

発表時間は一人10分、質疑応答時間は5分とし、発表(表現)方法は受講者の自由とする。

### 6-2 メンバー構成

プレゼンテーションのメンバー構成は以下のとおりとする。

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| ○推薦委員会 委員及びオブザーバー      | 全員     |
| ○レンジャー会議               | 座長及び議長 |
| ○事務局(進行)               |        |
| ●受講者(河川レンジャー候補者を希望する者) |        |

### 6-3 活動企画書

プレゼンテーションの開催にあたり、事前に受講者より、自らが考える「河川レンジャーとして行いたい活動」について記載した「活動企画書」をプレゼンテーション開催 1 週間前までに事務局に提出して頂くものとする。

### 6-4 プレゼンテーション記録表

プレゼンテーション参加メンバー(受講者を除く)は、上記の活動企画書ならびに発表内容、質疑応答の結果等より審査情報を収集し、その結果を「プレゼンテーション記録表」に記入する。

なお、推薦委員会オブザーバーならびにレンジャー会議座長及び議長による同記録表については、推薦委員会での参考資料とする。

### 6-5 意見を聴取する場

推薦委員会は、審査の参考となる「意見を聴取する場」を設置できるものとしており、必要に応じて、上記のレンジャー会議座長及び議長の作成したプレゼンテーション記録表を基に、それぞれから意見を聴取し、その結果を同記録表に記録する。

## 7. 審査方法(推薦委員会)

推薦委員会は、収集した審査情報ならびにオブザーバーの意見を考慮しながら、河川レンジャーの審査を行う。

## 8. 評価ならびに河川レンジャー候補者の決定方法

評価は、審査項目毎に5段階評価(優れている度合い)により行い、最終評価値の上位〇〇名を河川レンジャー候補者として、レンジャー会議に推薦するものとする。

## 9. 審査結果の公開

推薦委員会における審査結果は、河川レンジャーの任命後(任命者がいない場合はレンジャー会議での審議後)に、「当該年度の河川レンジャー希望者、河川レンジャー審査受審者の総数及び河川レンジャー候補者、河川レンジャー予定者の受講番号ならびに任命者の氏名」を木津川上流河川事務所ホームページで公開する。

また、個々の受審者には、推薦委員会が文書で通知を行う。

なお、河川レンジャーの審査に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。

平成 年 月 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 殿

## 河川レンジャー希望者登録 申請書

私は、河川レンジャーとなることを希望し、審査を受審することを申請します。

ふりがな			満 才	性別	男・女
氏 名	印	年齢	(H20.4.1 現在)		
現住所 及び 連絡先	〒 -				
	TEL : ( ) - (自宅・勤務先・携帯)				
	FAX : ( ) - (自宅・勤務先)				
	E-mail: (自宅・勤務先・携帯)				
ご職業	会社員・公務員・自営業・学生・その他( )				

※ 別添の「個人調書」にも必要事項をご記入いただき、事務局まで郵送にてお申し込み下さい。

※ ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係る連絡以外には使用致しません。

## 河川レンジャー希望者個人調書

この個人調書は、ご自身の審査の対象要件の確認と審査の情報として使用しますので、正確にご記入ください。

なお、記入された事項に虚偽があった場合、河川レンジャーの審査は行いませんのでご注意ください。

ふりがな		記入日	平成 年 月 日
氏 名	印		

河川レンジャー希望者の審査対象要件を確認するため、河川レンジャーの任命基準である以下の項目を①～⑤の問いによって自己申告で確認します。

- ◇有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- ◇公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- ◇心身ともに健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。
- ◇河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。
- ◇『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領』を遵守できること。

① あなたが河川レンジャーに任命された場合、日々熱意を持って、自己研鑽や研修を惜しまず、有能な河川レンジャーになれるように努力できますか。

- ア) はい                      イ) いいえ

② あなたは、堤防周辺の土地を耕作地などに利用するなどの公共空間・施設の不正使用等の法令に違反する行為を

- ア) していない      イ) している      ウ) 違反かわからないが心当たりがある

③ ②でウ) に○を付けた人は、その内容を記入してください。


- ④ あなたが河川レンジャーに任命された場合、現在の健康状態は、河川レンジャーとしての活動に支障がありませんか。
- ア) 支障がない      イ) 支障がある
- ⑤ あなたが河川レンジャーに任命された場合、『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領』を遵守できますか。
- ア) できる              イ) できない

『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領』で示されている河川レンジャーとして有していることが望ましい知識・経験・資格の審査情報となるよう、自己申告により保有状況を確認します。

下記の1)～12)の知識・経験・資格のうち、該当するものがあれば、以下の記入欄にその番号と具体的な内容を記入してください。（複数回答可）

- 1) 解説、通訳、啓発に関する技術（インタープリテーション技術）
- 2) コーディネートに関する知識と技術
- 3) 緊急時対応に関する知識
- 4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識
- 5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験
- 6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
- 7) 郷土史への精通
- 8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験
- 9) 川の指導者（初・中・上級）としての経験
- 10) 自然観察指導員の資格
- 11) 救急・救命法受講の経験
- 12) その他

※ 該当する内容が無い場合は、未記入で結構です。

※ 記入欄が不足する場合は、該当頁をコピーして追加記入してください。

番 号	
(内 容)	

番 号	
(内 容)	

番 号	
(内 容)	

番 号	
(内 容)	

番 号	
(内 容)	

『地域固有の情報や知識への精通度』の審査情報として以下の①～③の事項を記入していただきます。

※ 以下の記入欄に差し支えない範囲で記入してください。

※ 該当する内容が無い場合は、未記入で結構です。

※ 記入欄が不足する場合は、該当頁をコピーして追加記入してください。

① 活動希望地域での在住状況

居住地		居住年数	( ~ ) 年
の住所		居住年数	( ~ ) 年

② 地域組織への参加状況（複数回答可）

団体名		役 職	
		所属年数	年
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容及び頻度	(団体)	活動頻度	回/月 or 年
	(貴方)	活動頻度	回/月 or 年

団体名		役 職	
		所属年数	年
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容及び頻度	(団体)	活動頻度	回/月 or 年
	(貴方)	活動頻度	回/月 or 年

③ 地域活動への参加状況（複数回答可）

団体名		活動名	
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容	(団体)		
	(貴方)		
活動期間			

団体名		活動名	
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容	(団体)		
	(貴方)		
活動期間			

平成 年 月 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 殿

## 河川レンジャー任命承諾書

私( )は、河川レンジャー希望者( )が、河川レンジャーの審査を受審し、河川レンジャーに推薦された場合、河川レンジャーに任命されることを親権者として承諾します。

ふりがな					
親権者氏名	印	年齢	満才	希望者との続柄	
親権者連絡先	〒 -				
	TEL : ( ) -				

- ※ 事務局まで郵送にてお申し込み下さい。
- ※ ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

## 河川レンジャー希望者 活動企画書

氏 名	
活動テーマ	
活動場所	
活動内容	
アピール ポイント	

※ 事務局まで郵送にてお申し込み下さい。

※ ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

## 平成 20 年度 第 3 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 議 事 要 旨

### (開催要領)

開催日時：平成 21 年 3 月 24 日(火) 14:00～

開催場所：名張産業振興センター(アスパア) アスパアⅡ

### (議事次第)

1. 開会の挨拶
2. 河川レンジャー活動報告について
3. 運営要領(案)の改訂について
4. 次年度事業計画について
5. その他
6. 閉会の挨拶

### (議事内容)

#### 1. 開会

事務局より配布資料の確認ならびに出席会員の紹介後、近畿地方整備局木津川上流河川事務所 橋本副所長(事務所長代理)から懇談会開催に際しての挨拶が行われた。

#### 2. 河川レンジャー活動報告について

木本会長の議事進行のもと、レンジャー会議座長 西会員より昨年 12 月より実践された河川レンジャー活動の報告(資料-1)が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおり。

- 活動初年度であるとともに短期間の中でよくこれだけの活動を実施していただいた。  
また、催しに不向きな秋から冬にかけての時期であったが、非常に多彩な活動となっている。
- 2 月に開催された「木津川の歴史と食文化学習」に見られるように、参加者が直接体験できる内容にすることで多くの参加が得られる。今後の活動計画の参考になったのではないか。
- 「木津川“いい川づくり”情報交換会」に参加をいただいた名張市の市民団体「ふしぎ・しぜん・ワンダーランド」では、子供たちが参加した活動について壁新聞を作成し報告するという活動を行っている。今後はこれらの市民団体の方々とも交流を深め、協働による活動を行う等の子供たちが川について自ら考える機会を作っていきたい。

○3月に開催された「木津川“いい川づくり”情報交換会」において、保育所の先生やPTA関係の方々に参加をいただいているが、これらの方々に興味を持っていただき、河川レンジャー活動を保育所や幼稚園、小学校の年間教育プログラムに組み込んでいただくことで、より多くの方の参加を得られるとともに、川への関心を持っていただく機会になると考えられる。

→ 近年の教育現場では「親や学校が子供を川に近づけない」という現状がある。安全を考慮した上で川へ親しんでいただくためにはどうすれば良いかを検討していくとともに、親や教師の方々にも理解をいただけるよう参加を促していきたい。

○活動に参加された方から、県や市、行政関係者の参加が少ないといったご意見をいただいている。勉強となることも多く今後は積極的に参加していきたい。

○三重県では滝川ダム等において小学校の年間教育プログラムに組み込んだ学習や出前講座も開催しており、安全面等について理解を得られれば河川レンジャー活動についてもプログラムに組み込むことは可能であると考えられる。今後も積極的にアプローチを続けていきたい。

○今年度は短期間での実施であったため、十分な広報が行えなかった。参加された方からも同様のご意見をいただいております、積極的な広報が必要であると考えている。

### 3. 運営要領(案)の改訂について

木本会長の議事進行のもと、事務局より運営事務局の統一ならびにレンジャー会議等の円滑な運営に係る事項について運営要領(案)の改定(資料-2)の説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて修正を行い、会長の承諾を得たうえで運営要領(案)を承認することとした。

○第8条の改定は、他の条文との整合を図り原文のとおりとするべきではないか。

→ 再度、全文について読点の付方等の整合を図り改訂する。

○第44条の「レンジャー会議での、非公開…」を「レンジャー会議の非公開…」に修正するべきではないか。

→ 第52条と併せて改訂する。

○第15条の年間活動計画(案)の作成にあたっては、河川レンジャーが事前に次年度の予算等について把握しておく必要があるのではないか。

→ レンジャー会議の委員は河川レンジャーと行政機関より組織されているため、同会議の中で必要な情報を提供していく。

### 4. 次年度事業計画について

木本会長の議事進行のもと、事務局より次年度の事業計画(資料-3)の説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にてとりまとめを行い、各会員の確認後、会長の承諾を得たうえで運営要領(案)第23条に基づく懇談会からの提言としてレンジャー会議等に報告することとした。

なお、3月18日に開催された第2回レンジャー会議において、西・廣岡両レンジャーが再任予定者として決定された旨について説明が行われた。

○冬場は川に直接触れる体験等の活動が実施し難いこともあり、できるだけ早い内から活動を実施していきたい。

○今年度実施した活動について、次年度も継続して実施したい活動はあるか。

→ 「木津川の歴史と食文化学習」「木津川“いい川づくり”情報交換会」については名張地区でも実施していきたい。また情報交換会については、規模を拡大して様々な方からの意見やニーズを収集していきたい。

○小学校等の年間教育プログラムは前年度3月初旬には決定すると考えられ、河川レンジャー活動を同プログラムに組み込んでいただくためには遅くとも2月までにはレンジャー会議を開催し、年間活動計画を決定すべきではないか。

また、実施スケジュール(案)において、河川レンジャーの活動開始が6月下旬からとなっているが、4月～6月に活動を実施できないことは大きな損失になると考えられる。

→ 運営要領(案)第15条において、河川レンジャーは年間活動計画(案)を活動年度の1月末までにレンジャー会議に提出することと規定しており、本来であればレンジャー会議を2月頃に開催し、4月より活動を開始できるものと考えているが、平成21年度は、予算の都合により活動の開始時期が遅れたとともに、新規河川レンジャーの活動期間を考慮した実施スケジュール(案)としている。

○将来的には、河川レンジャーが3月から活動を開始できるような仕組みづくりが必要ではないか。

→ 3月に設定しているレンジャー会議ならびに懇談会を12月としてはどうか。

→ 12月の開催とすると新規河川レンジャーの活動時期が短くなってしまいうため現状では難しい。

→ 新規河川レンジャーの任期を翌年度の4月からとしてはどうか。

→ これらを踏まえ、将来的には早い時期からの活動実施が可能となるようなスケジュールを検討したいと考えているが、当面の間は、河川レンジャーの活動分野や広域的な配置を含めた充実を目的に、同制度の試行という位置づけで運営させていただきたい。

○河川レンジャーは住民意見の聴取やニーズの収集等を行うことを大きな役割としており、今年度の活動においてもアンケート等により参加者からのご意見をいただいているが、河川管理者はこれらの意見を真摯に受け止めて対応するとともに、ニュースレター等により住民の目に見える形でフィードバックしていただきたい。

○今年度は活動場所が伊賀地区に偏ってしまったが、新規河川レンジャーとも協力しながら、名張を含めて活動範囲を広げていかなければならない。また、現状では河川レンジャーの活動範囲は直轄の木津川上流管内(三重県内)に制約されており、今後、源流探検や水質調査等の活動を実施していくことも検討しているが、活動範囲の拡大についても検討していきたい。

→ 水質等の問題については、上下流を含めて考えていかなければならない。木津川を

一体として考え、下流の淀川管内河川レンジャーとの協働による活動についても検討していただきたい。

## 5. その他

木本会長の議事進行のもと、当日参加していただいた一般の傍聴者より上記の各議事に関するご意見をいただいた。

一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。

○短い期間の中で、毎月の活動を実施されたことは二人の河川レンジャーの行動力があつてのことだと思う。

○3月の活動においてご出席をいただいているPTA関係の方々を通じた情報発信や、河川レンジャー活動の年間教育プログラムへの組み込みについて進めていただきたい。

○初めての参加者でも流れ等を把握できるよう会議開始前に出席会員の紹介ならびに先日のレンジャー会議の議事要旨等について資料の配布を行っていただきたい。

## 6. 閉会

木津川上流河川事務所 橋本副所長より閉会の挨拶が行われ、「平成20年度 第3回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」を閉会した。